

## NPO 法人みんなの歯科ネットワーク 勉強会事前抄録

日 時:平成 22 年 5 月 9 日(日) 13:00~14:50

場 所:東京都中央区京橋区民会館(京橋二丁目 6 番 7 号 TEL 03-3561-6340)

東京メトロ銀座線京橋駅下車 6 番出口 徒歩 2 分 都営地下鉄浅草線宝町駅 A5・A6 番出口 徒歩 2 分

### 歯科の棘を抜く<sub>よ</sub>2010 ~歯科社会の共有知 構築のために~

岩澤 毅 ブログ『歯科技工管理学』(<http://blog.goo.ne.jp/akisigi>)管理人

NPO 法人みんなの歯科ネットワーク(<http://www.minnanoshika.net/>)メールマガジン(<http://www.mag2.com/m/0000217982.html>) 21 号(2008. 11. 11 発行)に、拙稿「歯科の棘を抜く」を掲載頂いてから一年半が経ちました。

「歯科の棘を抜く」では、歯科・歯科技工村の「口伝」である「委託歯科技工料は、診療報酬点数の 7 割で分配が拘束されている(7:3 分配拘束論)」に対し、根拠と論理により「歯科診療報酬の技工関連項目点数算定 7:3 実勢価格準拠原則」を解明した拙論へのご案内をいたしました。その後も幾人かのみな歯科会員との対話を継続し、2009 年秋には『宮歯会報』(宮城県歯科医師会発行)10 月号に、山田真著「岩澤論文解説」が掲載されました。

今回の勉強会では、この「7:3」=診療報酬問題と輸入入れ歯=「国外(海外)で作成された歯科補てつ物」問題等の解決策として提案する平成 4 年改正医療法令の医療機関等からの業務委託の水準の確保の趣旨に準じた「歯科補てつ物及び歯科補てつ物等の作成等の業務委託に関する法律案(仮称)」【資料 1】を、お示したいと思います。

特に、「歯科補てつ物法」とみな歯科考案の「契約機能付」「みんながわかる」歯科技工指示書の連関、そして歯科医師の歯科技工指示書発行義務の存否、医療法令等について論点を深めたいと思います。

副題として「歯科社会の共有知 構築のために」を掲げました。歯科医師と歯科技工士、NPO みんなの歯科ネットワーク会員、みな歯科サイト・オーディエンスの皆様と、共有知の欠落した社会、共有知の欠如した時代・集団を思い浮かべながら、次代の歯科を考える時間が共有できればと思います。未来志向の皆様の参加を希望します。

#### 参考文献

○歯科補てつ物並びに歯科補てつ物等の作成等の業務委託に関する法律(仮称)の検討  
日本歯科技工学会第 31 回学術大会講演抄録集 41 2009

<http://blog.goo.ne.jp/akisigi/e/fd13df83a16f06d40f6f80b7c69cf0be>

○(原著)社会保険歯科診療点数と歯科技工の法的位置-法令の構造の考察を中心として  
日本歯科技工学会雑誌 28(2):135~139 2007

<http://blog.goo.ne.jp/akisigi/e/85321a3dd3e3c2df340bd2103771436d>

○昭和と平成の勝ち組の論理と心理-昭和 63 年大臣告示の解釈 ごまめ 2003. 09 秋号  
30 号

<http://blog.goo.ne.jp/akisigi/e/836b5409f19b3145676f21a507368ac7>

【資料1】

歯科補てつ物及び歯科補てつ物等の作成等の業務委託に関する法律案（仮称）

<http://blog.goo.ne.jp/akisigi/e/9dcf24ec519708a7b0789dfe2451c652>

（この法律の目的）

第一条 この法律は、歯科補てつ物及び歯科補てつ物等の作成等の業務委託に関し必要な事項を定めること等により、良質な歯科補てつ物の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この法律において、「歯科補てつ物」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置等をいう。

2 この法律において、「歯科技工所」とは、歯科技工士法（昭和三十年八月十六日法律百六十八号）第五章第二十一条から第二十七条に定めるものをいう。

（品質基準）

第三条 「歯科補てつ物」の品質基準は、良質な歯科補てつ物の確保を図るものでなければならない。

（業務委託）

第四条 病院、歯科診療所の管理者は、歯科補てつ物等の作成等の業務を歯科技工所に委託しようとするときは、当該業務を適正に行う能力のある者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない。

（歯科技工指示書）

第五条 歯科医師は、歯科補てつ物等の作成等の業務を歯科技工所に委託しようとするときは、歯科技工士法（昭和三十年八月十六日法律百六十八号）第四章第十八条に定める歯科技工指示書を発行しなければならない。

（省令への委任）

第六条 「歯科補てつ物」の品質基準は、厚生労働省令で定める。

※参照

○「[歯科補てつ物法](#)」（仮称）を提案する-平成17年（2005年）9月8日医政歯発第0908001号を読む- ごまめ 36号（2006年9月発行）

<http://blog.goo.ne.jp/akisigi/e/97c7b9e0e533f085e857765beed06c93>

○提案 歯科補てつ物法「歯科補てつ物並びに歯科補てつ物等の作成等の業務委託に関する法律」医療法の趣旨に準じた歯科補てつ物法の考え方（第4稿）2008.08.26

<http://blog.goo.ne.jp/akisigi/e/aa0419f3ae3acf4ca7c92f45514d5ce4>

○輸入入れ歯を実質的に阻止する立法措置等について（宮城県桜井歯科ネット提出）2008.12.21

<http://blog.goo.ne.jp/akisigi/e/c2eaddb40ac6bed2dba69659b9f5f299>